



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

規 則	
○ 沖縄県行政組織規則及び沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を 改正する規則（行政管理課）	1
告 示	
○ 救急病院の告示（医療政策課）	2
○ 道路の区域の変更・4 件（道路管理課）	2
○ 基本測量の実施の通知（道路管理課）	3
○ 公共測量の実施の通知・4 件（道路管理課）	4
○ 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	4
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導 課）	5
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）	5
○ 開発行為に関する工事の完了・7 件（建築指導課）	5
訓 令	
○ 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令	7
病院事業局事項	
○ 特定調達契約に係る落札者の決定	8

規 則

沖縄県行政組織規則及び沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 41 号

沖縄県行政組織規則及び沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

（沖縄県行政組織規則の一部改正）

第 1 条 沖縄県行政組織規則（昭和 49 年沖縄県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 159 条第 15 号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

（沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）

第 2 条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和 50 年沖縄県規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 保健所長の項専決事項の欄第 13 号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻扱者等」を「大麻草栽培者等」に改める。

第 3 条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 2 保健所長の項専決事項の欄第 13 号中「第 21 条」を「第 22 条の 3 第 1 項」に、「大麻の」を「大麻、大麻草の種子若しくは麻薬の」に改める。

附 則

この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）附則

第 1 条本文の政令で定める日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、同法附則第 1 条第 2 号の政令で定める日から施行する。

告 示

沖縄県告示第348号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

令和 6 年10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
大浜第一病院	那覇市字天久1000番地	医療法人おもと会	令和 6 年10 月 7 日	令和 9 年10 月 6 日

沖縄県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和 6 年10 月 4 日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 14号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字有銘石田原1115番43から 東村字有銘石田原639番 1 まで	11.5m ～ 36.7m	188.4m
新	東村字有銘石田原1115番43から 東村字有銘石田原639番 1 まで	13.0m ～ 82.9m	188.4m

沖縄県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和 6 年10 月 4 日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	本部町字大浜850番14から 本部町字大浜850番 2 まで	31.8m ～ 53.3m	74.3m
新	本部町字大浜850番14から 本部町字大浜850番 2 まで	31.8m ～ 55.6m	74.3m
旧	本部町字渡久地875番 3 から 本部町渡久地803番 1 まで	27.1m ～ 55.2m	200.0m

新	本部町字渡久地875番 3 から 本部町渡久地803番 1 まで	27.1m ～ 55.2m	200.0m
---	-------------------------------------	---------------	--------

沖縄県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和 6 年10 月 4 日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字許田前原257番から 名護市字許田前原265番まで	13.7m ～ 39.2m	75.9m
新	名護市字許田前原257番から 名護市字許田前原265番まで	13.7m ～ 69.2m	75.9m

沖縄県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和 6 年10 月 4 日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥武山米須線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	豊見城市字平良赤幸原317番 1 から 豊見城市字平良赤幸原573番 1 まで	19.9m ～ 20.4m	38.0m
新	豊見城市字平良赤幸原317番 1 から 豊見城市字平良赤幸原573番 1 まで	19.9m ～ 47.6m	38.0m

沖縄県告示第353号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 南大東村及び竹富町
- 2 基本測量を実施する期間 令和 6 年 9 月30日から令和 7 年 2 月28日まで
- 3 作業種類 基本測量（G N S S 測量）

沖縄県告示第 354 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市上野字野原
 - 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 8 月 8 日から同年 11 月 29 日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第 355 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 北中城村字安谷屋及び字喜舎場
 - 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 9 月 3 日から同年 12 月 25 日まで
 - 3 作業種類 公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
-

沖縄県告示第 356 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、宮古伊良部農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字福里
 - 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 8 月 27 日から令和 7 年 2 月 4 日まで
 - 3 作業種類 公共測量（水準測量）
-

沖縄県告示第 357 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、大宜味村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 大宜味村字根路銘大工又
 - 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第 358 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、久米島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 久米島町全域
 - 2 公共測量を実施した期間 令和 4 年 9 月 30 日から令和 6 年 3 月 29 日まで
 - 3 作業種類 公共測量
-

沖縄県告示第 359 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり法第 86 条第 1 項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 西原町字千原 1 番 1 ほか 29 筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和 6 年 9 月 20 日 沖縄県指令土第 616 号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和 6 年 10 月 4 日から令和 7 年 2 月 4 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村字ライカム 1 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 大野恵司
- 3 届出年月日 令和 6 年 8 月 7 日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 岩村康次
変更後 大野恵司
- 5 変更の年月日 令和 6 年 5 月 23 日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年 11 月 13 日 沖縄県指令土第 791 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字真栄里上原 865 番 1 ほか 4 筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市壺川 2 丁目 11 番地 11 株式会社沖電工 代表取締役 仲宗根 齊
- 5 検査済証番号 令和 4 年 3 月 29 日 第 4796 号

6 工事完了年月日 令和 4 年 3 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成 30 年 7 月 12 日 沖縄県指令土第 570 号、平成 30 年 10 月 18 日 沖縄県指令土第 776 号（変更）、令和 2 年 9 月 30 日 沖縄県指令土第 595 号（変更）、令和 4 年 3 月 18 日 沖縄県指令土第 265 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字赤道 921 番ほか 35 筆及び 924 番 1 地先
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号 うるま市長 中村正人
- 5 検査済証番号 令和 4 年 3 月 29 日 第 4797 号
- 6 工事完了年月日 令和 4 年 3 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成 28 年 6 月 15 日 沖縄県指令土第 510 号、平成 28 年 10 月 31 日 沖縄県指令土第 821 号（変更）、平成 29 年 3 月 3 日 沖縄県指令土第 158 号（変更）、平成 29 年 10 月 13 日 沖縄県指令土第 709 号（変更）、平成 30 年 1 月 12 日 沖縄県指令土第 34 号（変更）、平成 30 年 7 月 23 日 沖縄県指令土第 582 号（変更）、平成 31 年 4 月 19 日 沖縄県指令土第 347 号（変更）、令和元年 11 月 28 日 沖縄県指令土第 815 号（変更）、令和 3 年 3 月 8 日 沖縄県指令土第 172 号（変更）、令和 4 年 3 月 25 日 沖縄県指令土第 293 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町屋良一丁目 31 番 1 ほか 7 筆（3－2、3－3 及び 4 工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字嘉手納 588 番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 令和 4 年 4 月 5 日 第 4802 号
- 6 工事完了年月日 令和 4 年 3 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 3 年 12 月 24 日 沖縄県指令土第 653 号、令和 5 年 3 月 27 日 沖縄県指令土第 307 号（変更）、令和 5 年 7 月 10 日 沖縄県指令土第 578 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市松本五丁目 1346 番 1 ほか 46 筆及び 1344 番 2 ほか 4 筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び下水道
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供す

る。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地 株式会社アイ
ダ設計 代表取締役 會田貞光
- 5 検査済証番号 令和 5 年 12 月 11 日 第 4912 号
- 6 工事完了年月日 令和 5 年 11 月 30 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した
ので、検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 1 月 5 日 沖縄県指令土第 356 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良東原 231 番 7 ほか 2 筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城 433 番地 1 長嶺文士郎
- 5 検査済証番号 令和 6 年 9 月 13 日 第 4962 号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 8 月 29 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した
ので、検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 8 月 6 日 沖縄県指令土第 631 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字喜舎場西原 916 番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字喜舎場 106 番地 アミークス安里 101 安村直也、北中城
村字喜舎場 106 番地 アミークス安里 101 安村千明
- 5 検査済証番号 令和 6 年 9 月 18 日 第 4963 号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 8 月 19 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した
ので、検査済証を交付した。

令和 6 年 10 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 1 月 13 日 沖縄県指令土第 24 号、令和 6 年 9 月 2 日 沖縄県指
令土第 676 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原 42 番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字新城 1415 番地 1 シャトー・グリーンテラス 201 号 赤
嶺愛華
- 5 検査済証番号 令和 6 年 9 月 20 日 第 4964 号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 9 月 5 日

訓

令

沖縄県訓令第 35 号

沖縄県教育委員会教育長訓令第 11 号

庁 内 一 般
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年10月 4 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「商工労働部長」を「商工労働部長
文化観光スポーツ部長」に改める。

別表第 2 中「商工労働部グローバルマーケット戦略課長」を「商工労働部グローバルマーケット戦略課
文化観光スポーツ部観光振興課長
文化観光スポーツ部交流推進課長
長
に改める。
」

附 則

この訓令は、令和 6 年10月 4 日から施行する。

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年10月 4 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県病院事業局ネットワークシステム基幹系サーバ機器等賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局経営課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年 8 月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社コンピュータ沖縄 代表取締役 名護宏雄 浦添市伊祖四丁目 8 番 2 号サンライズビル 1 F
- 5 落札金額 23,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 6 年 7 月 9 日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地